

京 都 大 学 本 部 事 務 分 掌 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 この規程は、京都大学事務組織規程（平成 16 年達示第 60 号）<u>第 45 条</u>の規定に基づき、京都大学本部の事務組織（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成 16 年達示第 1 号）第 52 条第 1 項に定めるものをいう。）における室、課等及びセンターの所掌事務及びその分掌を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 秘書・広報室及び監査室 （秘書・広報室）</p> <p>第 2 条 秘書・広報室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 総長、理事及び監事の秘書事務に関すること。</p> <p>(2) 大学のホームページに関すること。</p> <p><u>(3) 情報公開及び個人情報の保護に関すること。</u></p> <p><u>(4) その他広報に関すること（広報センターの所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p style="text-align: center;">（中 略）</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 教育研究推進本部 第 1 節 学生部 （学生課）</p> <p>第 4 条 学生課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 学生の厚生補導及び課外活動に関し、総括し、及び連絡調整すること。</p> <p><u>(2) 学生の健康管理に関すること。</u></p> <p><u>(3) カウンセリングセンターに関すること（職員課の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p><u>(4) 保健管理センターに関すること。</u></p> <p><u>(5) その他学生の厚生補導に関する事務で教務課、学生センター及びキャリアサポートセンターの所掌に属しない事務を処理すること。</u></p> <p style="text-align: center;">（教務課）</p> <p>第 5 条 <u>教務課においては、次の事務をつかさどる。</u></p> <p><u>(1) 教務事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。</u></p> <p><u>(2) 学生の身分に関すること。</u></p> <p><u>(3) 学位に関すること。</u></p> <p><u>(4) その他教務に関すること。</u></p> <p style="text-align: center;">（入試企画課）</p> <p>第 6 条 （略）</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 この規程は、京都大学事務組織規程（平成 16 年達示第 60 号）<u>第 27 条</u>の規定に基づき、京都大学本部の事務組織（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成 16 年達示第 1 号）第 52 条第 1 項に定めるものをいう。）における室、課等及びセンターの所掌事務及びその分掌を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 秘書・広報室及び監査室 （秘書・広報室）</p> <p>第 2 条 } (同 左)</p> <p>(1) }</p> <p>(2) }</p> <p><u>(3) その他広報に関すること（広報センターの所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 教育研究推進本部 第 1 節 学生部 （学生課）</p> <p>第 4 条 学生課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 学生の厚生補導及び課外活動に関し、総括し、及び連絡調整すること。</p> <p><u>(2) カウンセリングセンターに関すること（職員課の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p><u>(3) その他学生の厚生補導に関する事務で他に属しないこと。</u></p> <p style="text-align: center;">（入試企画課）</p> <p>第 5 条 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 教育推進部 （教務企画課）</p> <p>第 6 条 <u>教務企画課においては、次の事務をつかさどる。</u></p> <p><u>(1) 教務事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。</u></p> <p><u>(2) 学生の身分に関すること。</u></p> <p><u>(3) 学位に関すること。</u></p> <p><u>(4) 教育に係る競争的資金に関すること。</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">第2節 研究推進部 (研究推進課)</p> <p>第7条 (略) (産学官連携課)</p> <p>第8条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3節 国際部 (国際交流課)</p> <p>第9条 (略) (留学生課)</p> <p>第10条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4節 共通教育推進部 (共通教育推進課)</p> <p>第11条 共通教育推進課においては、高等教育研究開発推進機構及び高等教育研究開発推進センターに関する事務をつかさどる。</p> <p style="text-align: center;">第4章 経営企画本部 第1節 総務部 (総務課)</p> <p>第12条 総務課においては、次の事務をつかさどる。 (1) 本学の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。 (2) 役員会、経営協議会、教育研究評議会その他重要な会議に関すること。 (3) 儀式その他重要な行事に関すること。 (4) 文書類の接受、発送及び整理保存に関すること。</p> <p>(5) 本学の制度及び組織に関すること。 (6) 学則その他の規程等の制定及び改廃に関すること。 (7) 訟務及びリスク管理に関すること。 (8) 大学文書館に関すること。 (9) その他室、他の部及び課等並びにセンターの所掌に属しない事務を処理すること。 (社会連携推進課)</p> <p>第13条 社会連携推進課においては、次の事務をつかさどる。 (1) 公開講座等に関すること。 (2) 百周年時計台記念館に関すること。 (3) 本学の同窓会組織に関すること。 (4) 総合博物館に関すること。</p>	<p>(5) <u>ジュニアキャンパス等教育事業に関すること。</u></p> <p>(6) <u>その他教務に関すること。</u> (共通教育推進課)</p> <p>第7条 共通教育推進課においては、高等教育研究開発推進機構及び高等教育研究開発推進センターに関する事務をつかさどる。</p> <p style="text-align: center;">第3節 研究推進部 (研究推進課)</p> <p>第8条 (同 左) (産学官連携課)</p> <p>第9条 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">第4節 国際部 (国際交流課)</p> <p>第10条 (同 左) (留学生課)</p> <p>第11条 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">第4章 経営企画本部 第1節 総務部 (総務課)</p> <p>第12条 } (1) } (2) } (同 左) (3) } (4) }</p> <p>(5) <u>情報公開及び個人情報の保護に関すること。</u></p> <p>(6) } (7) } (同 左) (8) } (9) } (10) }</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(5) <u>その他社会との連携に関し、連絡調整すること。</u></p> <p>(事務改革推進室)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>第2節 <u>企画調査・評価部</u> (企画課)</p> <p>第15条 企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 教育研究組織の設置及び改廃その他将来構想に関し、総括し、及び連絡調整すること。</p> <p>(2) 教育研究組織等に係る調査及び分析に関すること。</p> <p>(3) 中期目標・中期計画及び年度計画に関すること。</p> <p>(4) 自己点検・評価に関すること。</p> <p>(5) 国立大学法人評価委員会、認証評価機関等による第三者評価に関すること。</p> <p>第3節 <u>人事部</u> (職員課)</p>	<p>(職員課)</p> <p>第13条 職員課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>就業規則に関すること。</u></p> <p>(2) <u>懲戒、服務等に関すること。</u></p> <p>(3) <u>ハラスメントの防止に関すること。</u></p> <p>(4) <u>栄典及び表彰に関すること。</u></p> <p>(5) <u>労働組合に関すること。</u></p> <p>(6) <u>その他人事に関する事務で人事企画課及び人事・共済事務センターの所掌に属しない事務を処理すること。</u></p> <p>(人事企画課)</p> <p>第14条 人事企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>人事制度に関すること。</u></p> <p>(2) <u>人事評価に関すること。</u></p> <p>(3) <u>研修等に関すること。</u></p> <p>(4) <u>事務職員の人事計画に関すること。</u></p> <p>(5) <u>定員管理に関すること。</u></p> <p>(事務改革推進室)</p> <p>第15条 (同 左)</p> <p>第2節 <u>企画部</u> (企画課)</p> <p>第16条</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) (同 左)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6) <u>大学評価支援室に関すること。</u></p> <p>(7) <u>大学評価に係る調査及び分析に関すること。</u></p> <p>(社会連携推進課)</p> <p>第17条 社会連携推進課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>公開講座等に関すること。</u></p> <p>(2) <u>百周年時計台記念館に関すること。</u></p> <p>(3) <u>本学の同窓会組織に関すること。</u></p> <p>(4) <u>総合博物館に関すること。</u></p> <p>(5) <u>その他社会との連携に関し、連絡調整すること。</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>第16条 職員課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>就業規則に関すること。</u></p> <p>(2) <u>勤務評定に関すること。</u></p> <p>(3) <u>懲戒、服務等に関すること。</u></p> <p>(4) <u>研修に関すること。</u></p> <p>(5) <u>ハラスメントの防止に関すること。</u></p> <p>(6) <u>退職手当に関すること。</u></p> <p>(7) <u>栄典及び表彰に関すること。</u></p> <p>(8) <u>労働組合に関すること。</u></p> <p>(9) <u>その他人事に関する事務で人事企画課及び人事事務センターの所掌に属しない事務を処理すること。</u></p> <p>(人事企画課)</p>	
<p>第17条 人事企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>人事制度に関すること。</u></p> <p>(2) <u>任免等に関すること（人事事務センターの所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p>(3) <u>給与に関すること。</u></p> <p>(4) <u>定員管理に関すること。</u></p>	
<p>第4節 財務部 (財務企画課)</p>	<p>第3節 財務部 (財務企画課)</p>
<p>第18条 財務企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 会計事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。</p> <p>(2) 財務に係る企画立案に関すること。</p> <p>(3) 概算要求に関すること。</p> <p>(4) 予算に関すること。</p> <p>(5) <u>その他会計に関する事務で財務戦略・分析課、給与・共済事務センター、出納事務センター及び契約・資産事務センターの所掌に属しない事務を処理すること。</u></p> <p>(中 略)</p>	<p>第18条</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) その他会計に関する事務で財務戦略・分析課、出納事務センター及び契約・資産事務センターの所掌に属しない事務を処理すること。</p>
<p>第5節 施設・環境部 (施設企画課)</p>	<p>第4節 施設環境部 (施設企画課)</p>
<p>第20条 施設企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 施設整備等に係る事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。</p> <p>(2) 施設整備等に係る予算の経理に関すること。</p> <p>(3) 工事等の入札及び契約に関すること。</p> <p>(4) 施設設備等に係る中長期計画の企画・立案に関すること。</p> <p>(5) <u>その他施設整備等に関する事務で施設整備課、施設活用課、環境安全課及び施設サポートセンターの所掌に属しない事務を処理すること。</u></p>	<p>第20条</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) その他施設整備等に関する事務で施設整備課、施設活用課及び施設サポートセンターの所掌に属しない事務を処理すること。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(中 略)</p> <p><u>(環境安全課)</u></p> <p>第23条 <u>環境安全課</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>環境対策及び労働安全衛生</u>に関し、総括し、及び連絡調整すること。</p> <p>(2) <u>環境安全保健機構</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>環境保全センター</u>に関すること。</p> <p>(4) <u>その他環境対策及び労働安全衛生に係る技術的専門事項に関すること</u> (施設サポートセンターの所掌に属するものを除く。)</p> <p>(中 略)</p> <p>(キャリアサポートセンター)</p> <p>第27条 <u>キャリアサポートセンター</u>においては、学生の<u>就職</u>に関する事務をつかさどる。</p> <p>(中 略)</p> <p>(人事事務センター)</p> <p>第31条 <u>人事事務センター</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>諸手当に関すること。</u></p> <p>(2) <u>有期雇用教職員及び時間雇用教職員の任免に関すること。</u></p> <p>(給与・共済事務センター)</p> <p>第32条 <u>給与・共済事務センター</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>給与支給に関すること。</u></p> <p>(2) <u>共済組合に関すること。</u></p> <p>(3) <u>職員のレクリエーションに関すること。</u></p> <p>(出納事務センター)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>(契約・資産事務センター)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>(施設サポートセンター)</p> <p>第35条 <u>施設サポートセンター</u>においては、次の事務をつかさどる。</p>	<p><u>第5節 環境安全衛生部</u></p> <p><u>(環境安全衛生課)</u></p> <p>第23条 <u>環境安全衛生課</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>環境安全衛生に係る事務</u>に関し、総括し、及び連絡調整すること。</p> <p>(2) <u>環境安全衛生に係る予算の経理に関すること。</u></p> <p>(3) <u>学生及び教職員の健康管理、保健統計に関すること。</u></p> <p>(4) <u>環境安全保健機構の業務</u>に関し、実施すること。</p> <p>(5) <u>環境保全センター</u>に関すること。</p> <p>(6) <u>保健管理センター</u>に関すること。</p> <p>(キャリアサポートセンター)</p> <p>第27条 <u>キャリアサポートセンター</u>においては、学生の<u>進路</u>に関する事務をつかさどる。</p> <p>(人事・共済事務センター)</p> <p>第31条 <u>人事・共済事務センター</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>職員の任免等に関すること。</u></p> <p>(2) <u>職員の給与の決定、支給等に関すること。</u></p> <p>(3) <u>退職手当に関すること。</u></p> <p>(4) <u>源泉徴収税に係る法定調書及び各種届出に関すること。</u></p> <p>(5) <u>社会保険・雇用保険に関すること。</u></p> <p>(6) <u>住民税に関すること。</u></p> <p>(7) <u>共済組合に関すること。</u></p> <p>(8) <u>職員のレクリエーションに関すること。</u></p> <p>(9) <u>勤労者財産形成貯蓄及び団体生命保険に関すること。</u></p> <p>(出納事務センター)</p> <p>第32条 (同 左)</p> <p>(契約・資産事務センター)</p> <p>第33条 (同 左)</p> <p>(施設サポートセンター)</p> <p>第34条 (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(1) 吉田地区の基幹インフラ設備の維持・保全に関すること。</p> <p>(2) 吉田地区（医学部附属病院を除く。）の二次変電所の定期巡視に関すること。</p> <p>(3) エネルギーの巡視点検及び吉田地区の検針業務に関すること。</p> <p>(4) 吉田地区（施設系技術職員を有しない部局）の施設の維持管理の支援に関すること。</p> <p>(5) <u>労働安全衛生教育の実施に関すること。</u> （情報システム管理センター）</p> <p><u>第36条</u> （略） 第6章 その他</p> <p><u>第37条</u> 第2条から前条までに定める室、部課及びセンターにおける事務の分掌は、当該室長、部長又はセンター長が定める。</p>	<p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>（情報システム管理センター）</p> <p><u>第35条</u> （同 左） 第6章 その他</p> <p><u>第36条</u> （同 左）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成19年6月25日から施行し、平成19年4月1日から適用する。</p>